

隊友 船橋だより

平成26年3月号

発行：千葉県隊友会 船橋支部事務局

自衛官OBが亡くなられた時の遺族年金等の請求手続きについて

1 概要 (葬儀等が終了したら、遺族の事後の生活のため、早めに手続きをされて下さい。)

定年で退職した自衛官は、一般的に退職後、会社勤務して厚生年金に加入します。その後、一定年齢に達すると退職共済年金と老齢厚生年金を受給します。OB本人が死亡した場合、本人と請求者(妻など)の年金の加入状況等によって、遺族年金の受給は異なりますので、一般的な手続きについて記述します。

また、OBの退職共済年金または老齢厚生年金は、死亡した月まで支給されます。従って死亡した場合は、必ず、未支給の年金が発生しますので、未支給年金の請求も併せて手続きをさせていただきます。

細部は、遺族共済年金については、最寄りの自衛隊の共済組合支部の年金担当者に、遺族厚生年金については、近くの年金事務所でご相談下さい。死亡者の老齢年金が過払いになると、後刻、返還等を求められます。

遺族年金は、請求して3~4ヵ月後に振込み(死亡の翌月に遡って支給)が始まり2ヵ月毎に支給されます。

2 請求に必要な添付書類の準備 (死亡原因が第三者行為の時は、下記以外の更に別な書類が必要)

(1) 請求者本人(妻など)の身分確認できるもの (写真付であれば一つ、写真がなければ二つ)

免許証・パスポート・住基カード・健康保険証・年金手帳・年金証書など

請求者本人(妻など)以外の方(子供などの代理人)が代理で請求される時は、請求者本人が、署名捺印した委任状及び代理人の身分確認できるものが必要。

(2) 遺族厚生年金と未支給年金の請求 (船橋年金事務所 047-424-8811、千葉 043-242-6320、幕張 043-212-8621)

ア. 市・区役所等で取得する書類 (受給権発生日(死亡日)以降の発行もの)

(厚生年金請求用と共済年金請求用の合計2部が必要です。状況により原本証明ができます。)

請求者及び請求者以外の遺族と死亡者の戸籍謄本

死亡診断書(写しでも可)、または死亡届の記載事項証明

請求者・世帯全員の住民票(住民票コード入り)及び死亡者の住民票除票

請求者の所得額証明書・非課税証明書(子18歳以下がいて、16歳以上であれば在学証明書)

イ. 共済組合連合会から取得する書類：死亡したOB本人の共済組合加入期間確認通知書

次の記載例のように便箋等に必要事項を記入のうえ、返信用封筒(80円切手貼付)を同封して請求します。通知書の発行手数料は不要です。

記載例

年金加入期間確認通知書の発行依頼

(1) 受給権者(死亡者)の共済の年金証書記号番号 A-00-00-000000-0

(2) 請求者の氏名(フリガナ)、住所〒、電話番号

(3) 受給権者(死亡者)の氏名(フリガナ)、生年月日

(4) 請求の理由(遺族厚生年金の請求など)、 (5) 必要枚数 (1部)

※なお、国家公務員の年金証書を持っていない人は、公務員の最終勤務先・組合員としての就職日と退職日・職種を必ず明記してください。解らないときは、電話してご確認下さい。

〈請求先〉〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 証明担当様

電話 03-3265-8141

ウ. 請求者が準備・持参するもの (上記(1)と(2)ア及びイの他に下記のもの)

死亡者の年金証書(証書が見つからない時は年金事務所にある添付不能届に氏名、住所等を記述)

請求者の年金手帳または年金証書

請求者の口座名義及び口座番号の確認できる年金受取機関の預貯金通帳(ただし、年金請求書の所定の欄に年金を受取る金融機関の銀行等の確認印を受けた時は通帳不要)

印鑑(認め印)

(3) 遺族共済年金及び未支給年金の請求 (各自衛隊の駐屯地等の共済組合支部で請求手続き)

上記の他に年金事務所が発行して貰う厚生年金加入期間確認通知書の提出が必要です。

陸:下志津/高射学校 043-422-0221 習志野/空挺団 047-466-2141、最寄りの海自、空自の基地

3. 遺族年金の請求及び未支給年金(死亡届)の請求

請求書は、年金事務所及び共済組合の各支部にありますので貰って、解る事項を記述し、不明な事項は記述せずに、請求される時に年金事務所、または共済組合支部で、相談員に相談しながら記述します。

状況により、年金受給選択申出書(年金事務所にあります)を提出します。

受給できる年金の見込額も年金事務所、または共済組合で質問されれば、教えてくれます。(前支部長 井本敏夫)

防災講話

「安藤正一船橋市危機管理監防災講話」に近隣会員のご参加をお願いします。

松が丘社会福祉協議会が企画実施するミニディサービスの日に安藤危機管理監が防災講話を実施してくれる事になりました。

日 時：26年4月7日（月）
10時30～約1時間

場 所：船橋市松が丘公民館

参加対象者：松が丘65歳以上の一人暮らしの方、船橋市隊友会員としても直接講話を聞いて情報を持つておくことは良いことではないかと思ってお誘いを致します。

参加できる方は「門脇：090-8503-7912」まで連絡ください。